

「106万円の壁」、「130万円の壁」を早急に見直すことを求める意見書

最低賃金は、労働条件の改善や労働者の生活の安定を図る目的で毎年見直しが行われている。2023年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」を受けて、2023年度における最低賃金は、全国加重平均で過去最高額の43円引き上げられ、1,004円となった。

一方で、現行の社会保険制度では、厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方のうち、従業員101人以上の企業でパートタイムなどの短時間で稼働し、年収が106万円を超える場合には配偶者の扶養から外れ、厚生年金・健康保険の保険料の負担が発生する「106万円の壁」や、年収が130万円を超える場合に配偶者の扶養から外れ、社会保険料の負担が発生する「130万円の壁」が存在する。

このうち、「130万円の壁」は、平成5年度に引き上げられたもので、当時の最低賃金は全国加重平均で583円であったが、令和5年度の全国加重平均は当時の約1.7倍になっているにもかかわらず、「130万円の壁」はそのままの状況となっている。

このため、106万円や130万円の壁を超えないように労働時間を短くする就業調整が多く発生し、最低賃金が引き上げられても所得の増加に結びつかず、人手不足に拍車をかける事態にもなっている。

政府は、2023年10月から労働者の収入を増加させる取り組みを行った事業主への助成や、一時的な増収であれば連続2年までは扶養にとどまることができるようにするなどの対策を開始した。これらの対策に対し、一定の評価はするものの、あくまで2025年に予定されている年金制度改正までの暫定的な措置であり、根本的な解決には至っていない。

よって、国会及び政府においては、最低賃金の引き上げ効果が働く人たちに広く行き渡り、就労促進と消費経済の活性化につながるよう下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 就業調整の要因ともなっている「106万円の壁」、「130万円の壁」の水準を最低賃金に連動する形で見直すこと。
- 2 「106万円の壁」、「130万円の壁」の見直しに伴って、配偶者に扶養されている非正規労働者との不公平感が生じないように、非正規で働く単身者やひとり親世帯に対する社会保険料の減免及び所得税減税等の措置を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）維新・大地所属議員全員